

# 東大和市特別支援教室実施方針

令和 5 年 4 月 1 日  
東大和市教育委員会

## 第 1 目的

東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」（平成 22 年 11 月）において、全ての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回して指導・支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒に対する在籍校における指導・支援の充実を図ることを公表した。その後、東京都教育委員会より、特別支援教室のガイドラインが示され、東大和市においても、これまでの「情緒障害等通級指導学級」で実践してきた丁寧な相談・指導体制を継承しつつ、下記の課題改善を図ることを目的に、市内小学校及び中学校に「特別支援教室」を導入することとした。

- ①「特別支援教室」で指導を行う教員（以下、「巡回指導教員」という。）と在籍学級担任及び教科担任等（以下、「在籍学級担任等」という。）が協働し、児童・生徒の個々の抱える課題に対応し、発達障害等の児童・生徒が抱える困難さの改善を図る。
- ②児童・生徒が抱える個々の課題に応じた特別な指導が受けられる学習環境を整え、発達障害等の児童・生徒への指導の実施を図る。
- ③他校への移動時間、安全確保という児童・生徒及び保護者の負担、不安等の軽減を図る。
- ④巡回指導教員が在籍学級担任等に指導内容や指導方法を助言し、在籍学級における支援の充実による学級運営の安定化を図る。

## 第 2 実施時期及び実施範囲

### 1 実施時期

小学校：平成 28 年 4 月、中学校：平成 31 年 4 月

### 2 実施範囲

東大和市立小・中学校

## 第 3 特別支援教室の指導体制

### 1 利用対象児童・生徒

通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害又は情緒障害があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒が対象であり、これまでの情緒障害等通級指導学級利用対象児童・生徒と同様とする。

### 2 巡回指導体制

小・中学校においては、巡回指導教員が拠点校又は巡回校（在籍校）を巡回し、その各校に在籍する対象児童・生徒の個々の課題に応じた指導を行う。

なお、児童・生徒一人ひとりの課題に応じたきめ細かい指導や特別な配慮等、課題解決のために、必要に応じて、拠点校に通って指導を受けられることとする。

### 3 グループ編制及び名称

巡回指導にあたっては、校種ごとに拠点校に隣接している学校でグループ編制を行う。グループの割振り及び名称は別表1に掲げるとおりとする。

### 4 拠点校への通学

特別支援教室を利用する児童・生徒の特性を鑑み、指導上の必要性、校内委員会の意見や就学支援委員会及び通級等利用判定会議の所見を参考に、東大和市教育委員会（以下、「市教委」という。）が必要と認める場合は、保護者の同意の上、当該児童・生徒の属するグループの拠点校へ通学し、指導を受けることができるものとする。

### 5 特別支援教室により新たに設置される職及びその役割について

#### (1) 巡回指導教員

拠点校及び巡回校（在籍校）において、個々の課題に応じた指導を行う教員を指す。主な役割と指導方法は、特別支援教室で個別指導計画に基づいた小集団活動又は個別学習を行うこと、特別支援教室を利用する児童・生徒の在籍学級担任等との連携、また、必要に応じて、特別支援教室を利用する児童・生徒の在籍学級における授業観察及びグループ内の校内委員会への出席等が挙げられる。

#### (2) 巡回相談心理士

特別支援教室設置校に年間10回程度（年間40時間相当）巡回を行い、その専門的見地から児童・生徒が抱える困難さに対応した指導を実施するための助言を行う役割を担う。また、特別支援教室利用児童・生徒の個別指導計画等の作成に係る助言及び在籍学級での観察を行う。さらに、その専門性を生かして在籍学級担任等や巡回指導教員に対して必要な指導・助言・支援を行う。

#### (3) 特別支援教室専門員

特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行うため、特別支援教室設置校に対して1校につき特別支援教室専門員を1人配置する。特別支援教室専門員は直接児童・生徒の指導を行うことはなく、特別支援教室に関わる教職員等及び保護者への連絡・調整、指導に必要な教室・教材・教具の準備、在籍学級での児童・生徒の様子を確認するなど、巡回指導教員の指示に基づき必要な準備等を行い、主の業務として連絡・調整を実施する。

## 第4 特別支援教室の利用にあたって

### 1 すべての教員に求められる特別支援教育の観点

特別支援教育の理念は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを

把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。発達障害等のある児童・生徒への適切な指導・支援は、特別支援教室のみで完結するものではなく、特別支援教室での指導を効果的に進めていくためにも、在籍学級担任等が、対象の児童・生徒の困難さを適切に把握し、特別支援教室での指導の内容や目指すべき児童・生徒の姿について理解した上で、在籍学級において関わり、支援することが重要である。

平成19年4月、学校教育法の一部改正に伴い特別支援教育が法令上に規定され、その後も障害者基本法の改正等、法令整備が行われ、平成26年2月には障害者の権利に関する条約が日本でも批准された。また、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行された。

当市でも、ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくりが展開されている。また令和3年度より1人1台タブレット端末が配置されている。個人ごとのニーズや課題に応えた工夫、配慮、試みや、できるだけ選択肢を用意するといった合理的配慮が学校現場でも求められる。

## 2 校内委員会の活用

学級での工夫や配慮等を行うに当たっては、校長・在籍学級担任等・特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会において在籍学級での困難さの共有や支援方針の検討を行って実施することが重要である。学級での工夫や配慮でも課題の改善が図れない場合は、再度、校内委員会で支援策について検討が必要である。

特別支援教室における指導を効果的に行うに当たり、校内委員会が果たす役割と責任は重要である。当該児童・生徒が抱える個々の課題や要因を校内全体で分析し、既存の就学支援シート、学校生活支援シート、個別指導計画等を活用しながら、個々の状況に応じた支援や指導方法について検討及び情報共有する。その際、市教委で作成した「特別支援教育 東大和マニュアル」「東大和市特別支援教育の手引き」「東大和市特別支援教育推進計画」を参考に、巡回指導教員、巡回相談員、巡回相談心理士等を活用し、別表2に掲げる発達障害等のある児童・生徒への支援レベル（以下、「支援レベル」という。）の判定を行う。

## 3 特別支援教室の利用手順

- (1) 校内委員会において、対象児童・生徒の支援レベルを検討し、必要に応じて巡回指導教員、巡回相談員、巡回相談心理士等の専門家の意見を踏まえ、判定する。
- (2) 校内委員会での検討の結果、対象児童・生徒の支援レベルが3と判断した場合、併せて特別支援教室での指導目標、指導方針等の検討を行う。その後、特別支援教室の利用について保護者へ説明を行い、同意を得る。
- (3) 同意を得た保護者は特別支援教室を見学したうえで、市教委に申込手続きを行う。
- (4) 申込後、児童・生徒は特別支援教室の体験授業及び心理検査を実施し、保護者は校長と面接を行う。

- (5) 就学支援委員会または通級等利用判定会議を開催し、利用の可否を審議する。
- (6) 市教委は、審議結果を踏まえ、利用の可否を決定し、保護者、在籍学校長、特別支援教室拠点校校長に結果を通知する。
- (7) 特別支援教室の利用にあたっては、在籍学級担任等は校内委員会において、該当児童・生徒の指導目標や指導内容、配慮事項について巡回指導教員や関係教職員等と情報共有を図り、在籍学級での指導や支援に生かし、特別支援教室との連携した指導、支援を行う。

#### 4 特別支援教室の指導

特別支援教室では、一人ひとりの児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導目標を立て、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目指して指導する。指導開始にあたっては、障害特性そのものの改善・克服を指導目標として設定するのではなく、障害から生じる困難さによる「つまずき」の軽減や「学習の仕方」等を身に付けるために必要なことを目標として設定する。

#### 5 特別な指導の評価

特別支援教室での指導については、少なくとも3か月又は学期ごとに評価するとともに、指導目標に対する進捗状況について校内委員会に報告するよう努める。校内委員会では、必要に応じて次の学期の指導目標の修正や指導内容、指導時数の見直しを行う。十分な評価がされないまま指導が継続されることのないよう、在籍学級での適応状況を把握する機会を設けるなど、在籍学級で感じていたつまずきが軽減したかという視点でとらえる必要がある。

指導目標に対する評価は定期的に児童・生徒本人及び保護者に伝え、進捗状況について保護者と情報共有する。

#### 6 原則の指導期間

特別支援教室の指導の振り返りを行う節目の期間のことを「原則の指導期間」とする。

原則の指導期間は、学年進行や学校生活のサイクルが年度単位であることを踏まえ、1年間とする。また、年度途中から特別支援教室を利用している児童・生徒の原則の指導期間は入室した翌年度末までとする。

原則の指導期間以降も、特別支援教室で指導してきた児童・生徒の1年間の指導の状況や成長・変容等に応じて、指導の延長等ができるものとする。

#### 7 特別支援教室の利用に係る延長判定等について

原則の指導期間内に当年度の指導目標を達成できない場合、翌年度において同様の指導目標で指導を継続する必要がある、延長した場合の具体的な指導方針や指導計画等が明確であり、延長後1年以内に指導目標が達成できる見込みである場合は、指導を延長することができる。特別支援教室利用に係る延長判定は、市教委が年度末に判定会議を

行い、延長を希望する利用児童・生徒の指導延長に至った経緯を確認する。

延長期間内に設定した指導目標が達成できない場合、校内委員会において今後の支援の検討について協議し、必要に応じて就学支援委員会又は通級等利用判定会議において十分に審議し、総合的に判断する。

なお、年度途中における特別支援教室の終了については、在籍校校長が、特別支援教室や在籍学級での様子、拠点校校長の意見や保護者及び本人の意向等を踏まえ、市教委へ申出を行い、当該申出に基づき市教委が決定する。

## **第5 特別支援教室巡回指導教員の服務・校務分掌・業績評価・学校行事**

### **1 服務**

特別支援教室巡回指導教員はグループ校を巡回し指導を実施するため、指導場所が変わり、巡回校（在籍校）での保護者対応等の様々な職務に従事することとなることから、個々の職務に対する命令や指導を本務校である拠点校の校長が行うことは難しい。また、巡回校（在籍校）での指導に当たっては、当該校の校長の下で職務を行うこととなるため、兼務発令により身分の取り扱いを明確にする必要がある。

### **2 校務分掌**

巡回指導教員は特別支援教育を推進する役割を担い、グループ校を巡回する中で、市内全小・中学校での特別支援教育の充実・発展が期待される。一方で、巡回指導を実施するため、巡回校（在籍校）での指導に専念できるようにするため、本務は拠点校であるが、新たな分掌を設置せずに既存の分掌を生かし、配慮に努める必要がある。

### **3 業績評価**

巡回指導教員は本務について、拠点校としていることから、その拠点校の校長が在籍校長の意見も踏まえ、評価する。

### **4 学校行事**

特別支援教室巡回指導教員による学校行事への関わりについては、本務を拠点校としていることから、拠点校における始業式、終業式、入学式、卒業式、離任式、運動会、学芸会等の行事には原則参加する。巡回校（在籍校）の行事参加については、巡回校（在籍校）の指導日において必要がある場合のみとする。ただし、特別支援教室利用児童・生徒への指導の必要性及び他の利用児童・生徒の支障がない場合、拠点校と巡回校（在籍校）の校長間での合意の下、在籍校での行事にも参加できるものとする。

別表1（第3－3関係）

## 小学校

グループ	拠点校（学級名称）	巡回校（在籍校）（教室名称）
二小グループ	第二小学校くぬぎ学級	第八小学校くぬぎ教室 第十小学校くぬぎ教室
六小グループ	第六小学校けやき学級	第三小学校けやき教室 第四小学校けやき教室 第五小学校けやき教室
七小グループ	第七小学校ななもり学級	第一小学校ななもり教室 第九小学校ななもり教室

## 中学校

グループ	拠点校	巡回校（在籍校）
中学校グループ	第二中学校ステップ教室	第一中学校ステップ教室 第三中学校ステップ教室 第四中学校ステップ教室 第五中学校ステップ教室

別表2（第4－2関係）

レベル1	巡回指導教員や巡回相談心理士等の助言に基づく、在籍学級担任等の指導方法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度